

河合町議会会議録

令和 8 年 5 月 8 日 開会

河合町議会

令和8年第2回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （5月8日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	7
○各常任委員会の委員の選任	7
○日程の追加	8
○議会運営委員会の委員の選任	8
○日程の追加	9
○まほろば環境衛生組合議会議員の選出について	9
○日程の追加	10
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	10
○付議事件の一括提案理由の説明	11
○議案第26号の質疑、討論、採決	13
○承認第2号の質疑、討論、採決	13
○承認第3号の質疑、討論、採決	14
○承認第4号の質疑、討論、採決	19
○承認第5号の質疑、討論、採決	20

○動議の提出	21
○日程の追加	21
○議員発議案の上程、説明、討論、採決	22
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

河合町告示第 1 1 号

令和 8 年第 2 回（5 月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 8 年 5 月 8 日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第 2 6 号 職員の旅費に関する条例の一部改正について

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度河合町一般会計補正予算）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）

令和 8 年 5 月 8 日（金曜日）

（第 1 号）

令和8年第2回（5月）河合町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年5月8日（金）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第26号 職員の旅費に関する条例の一部改正について

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河合町一般会計補正予算）

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定）

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

追加日程第1 各常任委員会の委員の選任

追加日程第2 議会運営委員会の委員の選任

追加日程第3 まほろば環境衛生組合議会議員の選出について

追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第5 議員発議第2号 米国・イスラエルによるイランへの先制攻撃を非難し、武力行使の即時中止を求め、外交努力を強めることを求める意見書

出席議員（12名）

1番 杵 本 貴 司

2番 常 盤 繁 範

3番 梅 野 美智代

4番 佐 藤 利 治

5番 中 山 義 英

6番 坂 本 博 道

7 番 長谷川 伸 一
9 番 大 西 孝 幸
1 1 番 岡 田 康 則

8 番 杵 本 光 清
1 0 番 馬 場 千恵子
1 2 番 疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	松 山 善 之
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生活環境部長	森 川 泰 典
ま ち づ く り 推 進 部 長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
政策調整課長	林 嘉 明	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦	税 務 課 長	佐 藤 愛
住民福祉課長	古 谷 真 孝	子 育 て 健 康 課 長	谷 田 悦 子

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	係 長	在 原 聖 人
-----	---------	-----	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第11号をもって令和8年第2回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和8年第2回臨時会は成立いたしましたので、開会します。

この臨時会におきましては、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和8年第2回（5月）臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今臨時議会では、議案第26号の1議案及び承認第2号から第5号までの4承認の合計5案件を提出させていただいております。

後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

招集の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、９番、大西孝幸議員、
10番、馬場千恵子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

４月30日、議会運営委員会を開会させていただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より、会期等についてを報告願います。

○４番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○４番（佐藤利治） ４月30日に議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日５月８日の１日間といたします。

本日の議事日程は、議案第26号の１議案と承認第２号から第５号までの４承認を一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会議等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり、本日１日限りといたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 04 分

再開 午前 10 時 19 分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任については、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第 1、各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会の委員の選任について、委員会条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

総務文教常任委員会の委員として、杵本貴司議員、常盤繁範議員、中山義英議員、坂本博道議員、長谷川伸一議員、岡田康則議員、以上 6 名。

厚生建設常任委員会の委員として、梅野美智代議員、佐藤利治議員、杵本光清議員、大西孝幸議員、馬場千恵子議員、疋田俊文議員、以上 6 名といたします。

それでは、ただいま指名をしました方々に選任をいたします。よろしくお願いいたします。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に長谷川議員、副委員長に常盤議員。

厚生建設常任委員会委員長に梅野議員、副委員長に馬場議員。

以上の方が選任されました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任につきまして議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任については、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第2、議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） それでは、指名いたします。

杵本貴司議員、常盤議員、梅野議員、佐藤議員、坂本議員、長谷川議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名いたしました方々を選任いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選の報告をいたします。

委員長には佐藤議員、副委員長には杵本貴司議員。

以上の方が選任されました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、まほろば環境衛生組合議会議員の選出については、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎まほろば環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（疋田俊文） 追加日程第3、まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題といたします。

まほろば環境衛生組合同規約第6条第1項第2号の規定に基づき、組合議員の選出を行います。

お諮りします。

選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長からの指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定して、では指名いたします。

まほろば環境衛生組合議会議員として、大西孝幸議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました大西孝幸議員を当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、まほろば環境衛生組合議会議員には、大西孝幸議員が当選されました。

まほろば環境衛生組合議会議員に当選されました大西孝幸議員が議場におられますので、
会議規則第32条第2項の規定により当選人と告知いたします。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件については、追加日程第4として議題と
することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたし
ます。

議会運営委員長から議会規則第73条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関
する事項について、閉会中もこれを継続したいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしまし
た。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） 理事者より、議案第26号の1議案と承認第2号から承認第5号までの4承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（松山善之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 松山善之 登壇）

○副町長（松山善之） それでは、令和8年5月臨時会に提案いたしました議案第26号の1議案及び承認第2号から第5号までの4承認の合計5案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第26号 職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、職員の宿泊費の基準額を改定しようとするものであり、近年の宿泊料金実勢価格等の調査結果を踏まえ、国において宿泊費の基準額が見直されたことを受け、本町においても実態に即した旅費の支給とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、次の承認第2号から承認第5号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、承認第2号から順次ご説明申し上げます。

令和8年3月31日に専決処分いたしました令和7年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ336万円を追加し、予算総額を90億1,803万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いいたします。

1事業で16万円を計上しております。

第3条、地方債の補正につきましては、同じページの第3表をお願いいたします。

1事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を7億2,900万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

款2総務費の項1目26企業版ふるさと納税基金費では、企業版ふるさと納税基金への積立金として336万円の増額、財源として、企業版ふるさと納税による寄附金300万円が充当されます。

款4衛生費の項1目7保健センター運営費では、地方債充当による財源補正となります。
次に、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

款18寄附金では、企業版ふるさと納税による寄附金300万円を増額。

款19繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として14万円の減額。

款22町債では、保健センター整備事業として50万円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ336万円の増額補正となっております。

次に、承認第3号でございます。

令和8年3月31日に専決処分いたしました河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、令和8年3月25日に寄附のあった企業版ふるさと納税について、人を呼び込む“魅力づくり”事業として令和8年度以降に活用するほか、今後、本町に寄せられる企業版ふるさと納税につきましても、年度を越えて有効に活用するため、基金を設置するものでございます。

次に、承認第4号でございます。

令和8年3月31日に専決処分いたしました河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、消費者物価などの経済動向を踏まえ、低所得者に係る国民健康保険税軽減判定基準の見直しを図るなどの目的により、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を見直すために、条例の一部改正を行ったものでございます。

次に、承認第5号でございます。

令和8年3月31日に専決処分いたしました河合町税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車の取得時における負担軽減を図るなどの目的により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税において、令和7年度末をもって環境性能割が廃止されたことを受け、現行の種別割を軽自動車税へと名称変更するほか、関係規定の整備を行うとともに、固定資産税において、い

わゆるわがまち特例の適用期限到来に伴う条文の整理及び項ずれの解消を図り、特例割合の変更を行うなどの一部改正を行ったものでございます。

以上、提案いたしました5案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第26号 職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第26号 職員の旅費に関する条例の一部改正については、可決されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 質問させていただきます。

10ページの歳出のところですが、企業版ふるさと納税の基金費で、300万円の寄附というふうに記載がありますけれども、これに一般財源を36万円足しているわけですが、なぜそういうことをするのかについて伺いたいと思います。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 寄附金に関しては300万でございます。積立てに関しては336万となっております。これは積立てするにしまして、国のルールで定められておまして、積立額のうちの寄附金が10割未満であることと、要は寄附金だけを100%として積み立てることができないというルールになっておりますので、その決まりに従いまして、36万を出させていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度河合町一般会計補正予算）は、原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましては、3月で専決処分いただいて、基金が立ち上がっているわけですが、なぜこの時期にこういう基金として立ち上げたのかということと、それから今後、企業版については、このように基金として扱っていくようなことになるんでしょうかということを知りたいと思います。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） まず1つ目、なぜ企業版ふるさと納税の基金条例が今のタイミングかというところでございます。

企業版のふるさと納税に関しましては、その年度に計画している事業に対しては、その年度に使い切らないといけないと、充当を必ずしないといけないというルールがございます。

今回、森本組様からのご寄附の使用、これに関しましては、人を呼び込む“魅力づくり”事業というものを通しまして、河合町のマラソン大会であるとか、そういうスポーツのものに使用してほしいというところがございます。

寄附を受けたのが3月25日でございますので、このタイミングから事業をするということができませんので、これも国のルールに従いまして、基金を設置しまして、そこに積み立てて、翌年度以降に使用するというところでの手続をさせていただきました。

今後に関しましては、今申し上げましたけれども、基本的にはその年に計画している事業に、寄附金というものは充てるものでございます。

ただ、例えばこういうタイミングで寄附があつて、どうしてもその年度に使えないというようなことがありましたら、そういうときには、この基金の条例を使わせていただくというところがございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうから、確認の意味合いで質問をさせていただきます。

第2条、積立てのところ、こちらのところに関連することだと思うんですけども、先ほど、承認第2号になるんですかね、こちらのほうでもご答弁いただいておりますが、ルールとして、寄附金額に対しての1割程度、こちらのほうを一般会計補正予算のほうで充当するという形で積立てを行う、これがルールづけられていると。

これ仮に、例えば50億円の寄附があったら、一般会計予算で、それに対して1割方を充当する形で一般会計予算を計上しなければいけない、そういう形になるんですかね。その辺のところ、確認のために質問させていただきます。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） この積立てにつきまして、今回36万円というところでございますが、これは8年度に予算計上したマラソン大会の経費相当額ということで、36万円を計上させていただいたものでございます。

したがいまして、あくまでも10割未満であればいいということですので、極端な話、1,000円でも構わないというようなところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは2点お尋ねします。

今回の条例で、森本組さんからの寄附を頂きまして、人を呼び込む“魅力づくり”の事業について、今、理事者側から一部説明ございましたが、令和8年度においてはどのような事業が当てはまるのか、ちょっと詳しく教えていただけますか、人を呼び込む“魅力づくり”の事業について。

それと、もう一点お尋ねします。

令和6年に、同じく500万、森本組さんから寄附を頂きました。そのほか、令和6年には1銀行から、また、民間の企業からのご寄附を頂いております。

その中には、企業版の中に河合町の子供のために、教育推進のためにとか、そういう特別な条件をつけて寄附を頂いている場合、企業版のふるさと納税については、一律的に全部入れるのか、どのような目的に合わせてやるのか、その点、確認願います。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、マラソンの中身、内容ということでお答えをさせていただきます。

今までは町民マラソンという形で、12月の第1週目の日曜日ということで、町民マラソンを開催のほうさせていただきました、22回ということで行っておりました。その当時、町民マラソンにつきまして、100人足らずの参加者ということでございました。

今回、令和7年度におきましては、総合型スポーツクラブという形で主になっていただきながら、開催運営をお任せしたところ、300人を超える参加者が募ったということになります。

その後、今後どのような形でマラソン大会を運営していくべきなのかという議論を重ねてきたところに、企業版ふるさと納税という形で、新聞にも載っておりました、森本組さんのほうから寄附金を頂けるということで、今後は新たに第1回目の河合フラワーマラソンという形を取りながら、開催をしていきたいというところでございます。

よって、これから300万円につきましては、6月補正等々で議会のほうにもご説明させていただきながら、進めていくという形になりますけれども、主に備品の購入を今回させていただこうかというところでございます。

私からは以上でございます。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうからは、他の寄附との区別といたしますか、そういった部分でございます。

まず、基本的には、先ほど林課長が申し上げましたとおり、当該年度の事業に充当するというところでございます。

ですので、今後も、例えば寄附の金額によって、またその用途であったり具体的な企業の思い、ある程度聞かせてもらうところの中で、該当するような事業であれば、当然その年度に充当するというところでございます。

ただ、今回の場合は、この300万という額を充当するような部分というのが見つかりませんでしたので、基金に積立てさせていただいて、今後、8年度以降の事業に活用するというところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○2番（常盤繁範） 2回目の質疑をさせていただきます。

先ほど中尾教育振興部長のほうからご答弁いただいた内容について、少し掘り下げて質問をさせていただきます。

第1回ふるさとマラソンという形で実施しますという形のふるさとマラソンという名称、こちらのほうについては、寄附を頂いた企業さんの指定なんですかね。名称について、これも指定された上での開催という形になるんですかね、予定として。確認させてください。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

すみません、自分の滑舌が悪かったのか、申し訳ないです、フラワーマラソンでございます。

なぜフラワーマラソンなのかというところになりますけれども、河合町といたしましては、馬見丘陵公園が横にありまして、緑道を走って、馬見丘陵公園内を走って楽しんでいただくというふうな提案を企画というか、させていただいたときに、奈良県のほうにも、河合フラワーマラソン in 馬見丘陵公園ということで、馬見丘陵公園の名前も入れながら開催を考えておりますというお話を県のほうにもさせていただきました。その中で、この河合フラワーマラソンというのを使わせていただくという形でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長、質問趣旨に答えてくださらないので、もう一度いいですか。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○2番（常盤繁範） 私が伺いたいのは、マラソン大会名称について、寄附して下さった企業さんが、こういう形の名称でやってくださいねというものがあつたのかどうかという有無です。それを確認したいんです。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） すみません、お答えさせていただきます。

特に指定はございません。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町企業版ふるさと納税基金条例の制定）は、可決することに決定いたしました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の条例改正については、いわゆる政令軽減の額というか、その変更だということで伺いましたが、これ実施された場合、対象になる人数は、どれぐらい予定されているのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） あくまで現時点、令和7年度現在の賦課に当てはめた場合ではございますが、約18世帯38万円程度の減額と試算してございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例の一部改正)については、承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(河合町税条例の一部改正)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 税条例の改正、なかなか分かりにくいところあるんですが、先ほどのところで、住民とか地方自治体への影響が、どういうことが予想されるかということについて伺いたいと思います。

○税務課長(佐藤 愛) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 佐藤税務課長。

○税務課長(佐藤 愛) お答えします。

今回の税制改正なんですが、軽自動車税の環境性能割が廃止になることによつての改正が多くあります。その税収の影響額なんですが、軽自動車税環境性能割で269万7,000円の減収、環境性能割交付金で870万円の減収となる見込みであります、どちらも地方特例交付金に

より補填される見込みとなっております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は、可決することに決定いたしました。

◎動議の提出

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 動議をお願いしたいと思います。意見書採択の動議をお願いします。

○議長（疋田俊文） この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議事整理の都合上、暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

○議長(疋田俊文) 再開いたします。

◎議員発議案の上程、説明、討論、採決

○議長(疋田俊文) 議員発議第2号 米国・イスラエルによるイランへの先制攻撃を非難し、武力行使の即時中止を求め、外交努力を強めることを求める意見書を追加日程第5として議題といたします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の坂本博道議員に説明を求めます。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(疋田俊文) 坂本博道議員。

○6番(坂本博道) それでは、意見書案を読み上げて説明とさせていただきます。

米国・イスラエルによるイランへの先制攻撃を非難し、武力行使の即時中止を求め、外交努力を強めることを求める意見書。

令和8年2月28日、トランプ米政権とイスラエルはイランに対する大規模な先制攻撃を開始し、2か月がたった。幼い子どもを含む多くの命が犠牲になりながら、いまだに戦争終結に至らず、ホルムズ海峡の封鎖により、石油不足の不安が、日本国民及び本町の住民生活にも大きな影響を与えている。

いかなる理由があろうとも、外交交渉及び国際紛争の解決手段として武力を用いることは、

許されない。米国とイスラエルは攻撃の正当性を主張しているが、イランと核兵器に関する協議中の攻撃であり、差し迫った武力攻撃が客観的に証明されない中での「先制攻撃」は、国際法を蹂躪する極めて深刻な問題だと言わねばならない。

各国の「主権の尊重」と「武力の行使の禁止」は、国連憲章・国際法の大原則であり、武力行使が認められるのは、「国連安保理決議」がある場合と「自衛権の行使」に限定されている。然るに、今回の攻撃はいずれにも該当せず、こうした不当な攻撃で、国家体制を転覆させることを支持・容認するならば、戦後の国際秩序は崩壊し、さらにはロシア侵攻に対する我が国の非難声明にも矛盾するものである。

イランが対抗措置として行なったホルムズ海峡の封鎖は、アメリカの「逆封鎖」もあり、石油不足により、多くの国民に不安を広げている。原油の約8割をイランに面した海峡ルートから輸入されている日本国民の生活や命への影響が懸念されている。

今、まず戦争を止めることが重要なときである。そのためにも、アメリカに対しても対等な同盟国として、アメリカが国際法に違反する戦争行為をやめ、まず停戦するよう求めることが重要であり、平和主義、非核三原則を国是として、国際社会で築き上げてきた「平和国家」の信頼にも関わることである。また、日本にとってイランは、良好な外交関係を構築してきた国であり双方に働きかけることも日本の役割ではないでしょうか。

よって、日本政府においては、イランとその周辺地域に在住する邦人の安全確保、石油の確保ルートの見直しなどに力を尽くしながら、米国とイスラエルによる先制攻撃を国際法、国連憲章に違反する戦争として非難するとともに、すみやかな停戦と外交による解決に向け、イランを含む関係各国に対し、働きかける外交努力に、力を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年5月8日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決された際には、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣へ意見書を提出させていただきたいと思います。

以上で提案とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議員発議第2号 米国・イスラエルによるイランへの先制攻撃を非難し、武力行

使の即時中止を求め、外交努力を強めることを求める意見書は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

よって、令和８年第２回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１１時０２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子